

政令 第二百二十九号

原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第百四十七号）第十八条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令（昭和五十四年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出しを「(特別委員及び専門委員)」に改め、同条第三項中「規定は、」の下に「特別委員及び」を加え、「第四条第一項」を「特別委員については「第四条第一項の事務」と、専門委員については「第四条第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「専門委員」を「特別委員及び専門委員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

審査会に、原子力損害の賠償に関する紛争についての和解の仲介の手續に参与させるため、特別委員を置くことができる。

第七条の次に次の一条を加える。

(仲介委員)

第七条の二 審査会が行う和解の仲介の手續は、審査会の定めるところにより、事件ごとに一人又は二人以上の委員又は特別委員によつて実施する。

2 二人以上の仲介委員（前項の規定により和解の仲介の手續を実施する委員又は特別委員をいう。以下同じ。）が和解の仲介の手續を実施する場合には、当該和解の仲介の手續上の事項は、仲介委員の過半数で決する。

附 則

この政令は、公布の日から施行する